

全建事発第 066 号
令和 3 年 8 月 2 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 奥村 太加典
〔公 印 省 略〕

「建設業法施行令に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準」及び
「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準」の一部改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、国土交通省より別添のとおり通知がありましたので、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、本件について、貴会会員企業の皆様に対して周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(通知の概要)

1. 「建設業法施行令に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準」の一部改正について

建設業法第 27 条第 1 項の規定に基づく技術検定において、所定の実務経験を充足せずに施工管理技士の資格を不正に取得した事例が発生したことに伴い、建設工事の適正な施工の確保等の観点から、これらの不正行為への対応を厳格化する必要があることを踏まえ、建設業法施行令第 41 条第 3 項に規定する技術検定の受検禁止の措置に関する基準の一部を別添のとおり改正し、各指定試験機関に対し通知を行った。

2. 「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部改正について

建設業法に基づく技術検定において、所定の実務経験を充足せずに受検することで施工管理技士の資格を不正に取得し、建設業者が監理技術者等として配置していた事例や、建設業者の粗雑工事に関する社会的に注目を集める事例が発生しており、建設工事の適正な施工の確保等の観点から、これらの不正行為へ

の対応を厳格化する必要があること。また、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の一部規定が令和2年12月25日に施行されたことを受け「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準について」の一部を別添のとおり改正し、令和3年7月26日以後に行われた不正行為等について、改正後の基準によって監督処分を実施することとし、その旨北海道開発局長、各地方整備局長及び沖縄総合事務局長に対して通知を行った。

以 上

【添付資料】

(技術検定試験の受検禁止の措置に関する基準の一部改正について)

- ・別紙1 国土交通省通知文（国不建第177号）
- ・別紙2 新旧対照表

(建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準の一部改正について)

- ・別紙3 国土交通省通知文（国不建第171号）
- ・別紙4 新旧対照表

(担当) 事業部 沖村

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp